

ひとり親家庭で育つということ

大森順子

NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西の大森順子と申します。よろしく願いいたします。

今回の大きなテーマ、格差拡大社会のなかでは、もちろん経済的格差ということがおそらく一番、みなさんも興味、関心もおありだと思いますが、たぶん、神原さんのほうから、経済的な格差については、たっぷりと話していただけると予想しておりましたので、私からは子育て支援のひとり親家庭とそれ以外の、例えば、ふたり親家庭との格差みたいなことはどうなのだろうというものを、一緒に考えていきたいなと思っています。

それから最近、うちの会でも非常に相談が増えている、養育費と面接の問題と、それから、実際にひとり親家庭で育つ子どもたちがどういった思いでいるのかというようなことまで、できればお話しさせていただけたらいいなと思っています。

最初に、私たちの会の紹介を簡単にさせていただきます。おもてにリーフレットを置かせていただいたので、お取りになっていただいたかなと思うのですが。

私たちの会は、最初は、先ほど神原さんもおっしゃったように、1985年の児童扶養手当の大改悪のときに、関西に住んでいる女たちが集まって、児童扶養手当改悪に反対する大阪連絡会というグループを立ち上げて、そこで児童扶養手当の削減に反対していくという活動を、ずっと細々と続けておりました。でも、そういう会が全国にいくつもありまして、先ほどの神原さんの表でもまた出てきましたように、2003年に大幅な改悪がありましたので、そのときに全国で活動しているグループが集まって一つ大きなNPOを立ち上げようよということで、NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむというのをいったん立ち上げたのですね。そのときは東京とか、福岡とかで活動している人たちとか、みんなで立ち上げました。その後、各地でやはり地域、地域で活動していくことの大切さみたいなものもありまして、各地でNPOを取っていこうということになって、2006年に関西独自で、しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西というかたちでNPO法人を立ち上げました。同時に東京と、それから福岡にもNPO法人があります。ほかにも福島ですとか、沖縄ですとか、各地で活動している、しんぐるまざあず・ふぉーらむという名前がありまして、そこの方たちとは年に1回は連絡会議を持って、あとまた、児童扶養手当をめぐるような全国的な動きがあったときは、地道に連絡を取り合って運動を進めていっていると。そういう会です。

関西の特徴としては、関西のなかにたくさんの地域グループというのがありまして、これは任意団体としてあるわけですが、京都とか、堺とか、箕面とか、枚方とか。それでここに書いてある以外にも、もうすでに、このリーフレットをつくったあとに、豊中とか、西宮とかでも立ち上がっております。

そのグループごとでは、先ほど一番最初にご紹介していただいたみたいに、おしゃべり会を、その地域に住んでいるシングルマザーたちが集まって、お互いに話し合うということを月1回ぐらいのペースでやっております。

それから、その各地の地域グループ以外に、またもう一つ大きな特徴として、ひとり親家庭で育った子どものグループというのも一つございまして、私たちの子ども世代が自分たちでグループとして活動しています。

また、相談をお受けしたり、いろいろな講座をやったり、講師派遣をしたり、それから秋と冬は楽しい交流会みたいな、お弁当を持って子連れで公園に遊びに行ったりというのがあったり、夏の一泊合宿があったりと、そういう楽しい活動とかもしています。運営はすべて会費とカンパだけで賄っております。全国で会員さんは約200名以上おられまして、会員さんの会費で運営をしています。

私たちは一応当事者グループですというふうに申しあげますが、当事者だけではなくて、大学の教員の方だったりとか、それから弁護士さんだったり、あと、議員さんだったりという方も、非常に会員のなかにはたくさんおられます。

というのは結局、いまの日本の社会のなかで女性が置かれている非常に厳しい状況というものを、一番端的に具現化しているのが私たちかなと。シングルマザーではないかというのがあるって、おそらくそういった方たちがいろいろな情報を得たり、いろいろ一緒に勉強していきたいということで、会員さんになっていただいているのではないかと思います。

リーフレットには、会員になるにはどうすればいいかということも書いてありますので、よろしければぜひ会員になっていただけたら、ニュースというのを年に5回お配りしておりますので、よろしく願いいたします。

それからもう一つ、子どものグループがあると言いましたが、ひとり親家庭の子どもは、かわいそう、かわいそうと言われ続けていて、「私はそんなかわいそうな子どもなんかじゃないよ」ということを言いたいということで、お互いに同じ立場のひとり親家庭の子どもにインタビューをして、まとめた冊子というのを自分たちで出しました。これは、うちの子どもグループがつくった冊子で、『子どもたちから大人への伝言』というタイトルですが、1冊500円になっております。中身も全部、レイアウトとか、この絵とかも全部子どもたち自身がつくったものなので、なかなか貴重な1冊になっておりますので、よろしければ、ぜひどうぞ。それで、もし会員になっていただいた方には、いまならもれなくこれが付いてくるというのが、毎回あちこちで言っているのですけれども、これがなくなるまでは、もれなくこれが付いてくるのですが。そういうことになっておりますので、よろしく願いいたします。

そんなグループで活動しておりますので、そのなかでも私は特に、なぜか子育て担当みたいなことを自分で勝手に言っていて、子育て支援という活動にわりかし足を突っ込んでいますので、そのへんの話なのですが。

誰のための子育て支援なのかと書きましたが、最近どうしても虐待というものが一番大きな子どもをめぐる問題としてピックアップされていますので、国も、子育て支援のなかの虐待の早期発見と予防というものに、たぶん一番力を入れようとしているということで、そこそこ子育て支援にも、それなりの予算も付けて、メニューもいろいろ立ち上がっているというのが現

状だと思えます。ここに書かせていただいたのも、次に資料として付けたものも、これは厚生労働省のページをコピーしただけなのですが、ここから入っていただいたら、それぞれの、どんなメニューがあるかというのは詳しくはわかるわけなのですが、子育て支援はそれなりにいくつメニューがあります。ただ結論から言うと、これらはほとんど在宅支援なのですね。つまり、小さな子どもさんを抱えて主婦として家におられる方向けではないかと思うのです。先ほどの神原さんの表にもあるように、現実的にはいわゆる主婦という人が最近は特に減ってきているとは思いますが、だいたい主婦向けの子育て支援になっています。

例えば一つ一つ、ちょっとだけ見ていきたいのですが、「つどいの広場事業」というのがありまして、これは6年前、2002年ぐらいに始まった事業だと思うのですが、どういったものかと言いますと、例えば学校の空き教室とか、それから商店街の空き店舗などを利用して、だいたいゼロ歳から3歳ぐらいまでの子どもとその親を対象に、そこに子どもさんを連れてお母さんが、オープンしている時間帯に集まってきて、そこでスタッフさんが何人かいて、子どもと一緒に遊ばせながらいろいろ子育ての相談をしたり、情報提供をしたりというような場所なのですね。

この広場事業というのは全国でたぶん700カ所ぐらい、いまはあると思うのですが、行政からそれなりのお金が付いてNPOなどが委託を受けてやっているというところがほとんどです。ただこれが、だいたい月・火・木・金とかの平日の10時から4時のオープンというかたちで、ひとり親家庭だけではなくて働いている親は、ほぼ使えない時間帯しか開いておりません。私たちは早くからこのつどいの広場というのができてきていることを知って、使っていない時間帯に貸してほしいということを、居住の市町村などにだいたいの申し入れをしたのですが、そこはなかなか縦割り行政があって全然貸してはもらえない。場所があって、それにおもちゃもあって、じゅうたんとか敷いてあって、窓に何かかわいいポスターとかが貼ってあってという場所が、日曜日には全然使われていなかったりするわけですから、そのまま貸してほしいということを言っていたのですが、全然だめでした。ただ現在、実は私たちのグループはつどいの広場という言い方で、ふおーらむ広場という名前で2カ所運営しています。それは茨木と堺でやっているのですが、茨木の場合は、そのつどいの広場をやっているNPO法人が好意で非常に安く場所を提供してくれて、使っていない日曜日に月1回借りてオープンしている。堺の場合は、私は堺市に住んでおりまして、堺でいろいろ活動もしていたということもあって、堺でそういうひとり親家庭の方の相談の場というのが、どうしても必要だよということを言い続けて、相談事業として委託を受けて、ですから実際は広場ではないのですけれども、相談事業のなかで、そういう場というものを一応運営しています。それも月に1回、日曜日にやっております。

例えば、つどいの広場はそんな感じですね。ただ、つどいの広場のなかでも、子育て支援センターなど行政がやっているところは、なかには土曜日に開いているところとかもありますし、心あるNPOは、心あるというよりもお金のあるNPOの場合は日曜日とか、平日夜も開いているようなところも少しはあります。

それから、「子育て支援センター」というのも、これもいま各地でやっていますが、これもだいたい土曜日、日曜日はやはり、行政がやっていますのでお休みというところが多くて、なかなか私たちは使えない状態ですね。

「こんにちは赤ちゃん事業」というのは、4カ月までの赤ちゃんのいるお宅に保健師さんが訪

ねて行く。それこそ虐待の早期発見ということでやっているもので、私たちひとり親にももちろん、4カ月までの赤ちゃん全員にくる事業です。

「育児支援家庭訪問事業」というのも、実は私は、育児支援家庭訪問事業をやる人の肩書きも持っておりまして、大阪府の虐待アドバイザーという、それは一般市民のボランティアなのですが、それもやっています、堺市では子育てアドバイザーという名前で活動しているのです。これはどういうものかと言うと、子育てがちょっとしんどいお母さんとか、例えば、たぶん行政側が、かなりハイリスクだと思うようなひとり親のおうちとか、それから若くして子どもを産んだところとか、あと、先ほどのこんにち赤ちゃん事業で、保健師さんなどが、ちょっとしんどそうだなというふうにはピックアップしたお宅などに派遣されて、おうちに行くと、お母さんとお話をして、子どもさんの様子を見て、「ああ、だいじょうぶ」というふうに言うというのが役割だと思っているのです。それが家庭訪問事業なのですが、これがまだPR不足でほとんど知っている方がいないということと、それから市町村によって、いま言ったみたいに一般ボランティアが行くところと、それから大阪市もそうなのですが、京都もそうだったと思うのですが、行政が支援員に講習をして、例えば民生委員児童委員などが行くとか、あるいは専門のヘルパーさんが行くみたいなことになっているところもかなりあると思います。これは地域格差が非常に大きくて、市町村によってはまったくこの事業をやれていないところもたくさんあります。

「ファミリー・サポート・センター事業」というのは、みなさんご存じだと思いますが、依頼会員と提供会員というのに登録をして、依頼会員というのは会員さんに来てもらう。来てもらっている手伝ってもらう。提供会員のほうはそのお手伝いをするみたいなことです。これがまた、ひとり親にとっては非常に使いにくくて、一つは1回あたり、これも市町村によって違いますけれど、1時間当たり700円から900円、千円ぐらいかな、お金がかかるということ。それよりもさらに使いにくいのは、たとえ依頼会員だけをするつもりであっても、登録時に講習を受けないといけない。それが平日2時間ぐらい講習を受けないといけないということで、いつ発生するかわからない依頼のために仕事を1日休んで登録をするというようなことはひとり親家庭、シングルマザーにとっては非常に難しいので、ファミリー・サポート・センター事業というのもほとんど使えない状態です。これはもう何年もやっていますが、最近出てきているのは依頼会員ばかりで、提供会員が非常に減ってきているということ。つまり登録していて、依頼された方のところに行ったり、子どもさんを見たりというふうなことをしようと思っている人の数が少ないということですね。それと市によっては、提供会員がものすごくおばあさんばかりというのがあって、依頼してみたら、やって来たのが80歳ぐらいのおばあさんで、こちらが何かしないといけないみたいな、そんな状況が実際に事例として上がっているのでびっくりしました。大阪市の事例だったと思いますが、そんなことで、これも使えないと。

「放課後児童健全育成事業」というのも、よくご存じの放課後の学童保育なのですが、これも地域差が非常にあります。終了時間が早いという問題がありまして、うちの会にご相談に来られる方たちのなかから、「保育園に行っているあいだはいい、延長したら7時ぐらいまで見てくれるから何とかかな。でも小学校に上がった途端に5時に帰ってくる」と。5時までしか学童保育では見てもらえないと。しかもその学童保育も限度があって、指導員さんも少ないしという

ことで、そこからあぶれたりとかいうたいへんな状況もあります。それから3年生までしか見てもらえないところもあって、4年生以上になったらどうするのとか。そういう問題で相談を受けまして、やっと正社員になれるという話だけれども、もうちょっとパートのままでもいいかしらみたいなことを、実際にご相談を受けたことがあります。これに関しては、厚生労働省の資料ですが、平日の終了時刻の状況ということで、たしかに平成19年に比べるとちょっとは長くなっているのかなど。だいたい6時までというところが半分ぐらいになっているので、まだ良いのですが、だいたい5時までというところもまだありますし、それから延長をお願いしたら迎えに行かなくてはいけないというような場所もあったりして、「本来は4時45分までだけれど、5時半まで頼めば5時半には迎えに行かないといけないのです」というようなご相談もいただいたりしました。これも地域によってかなりの違いがある。

それから土曜日にやっているかどうかとか、夏休みの状況とか、それから土曜日の朝何時から開くとか、そういった問題でなかなか使いにくくて、結局使えなかったりというのが問題として出てきています。

いまの時代は、私は子育てがやはりほんとうにしんどくなっていると思っているのですね。非常に、自己責任と言われて自分たちですべてしなくてははいけない。

私のときは学童保育も、親たちがお金を出し合って共同保育みたいなことをして、先生を雇って、それに対して市の補助金が付いて自分たちで運営していましたから、少々遅くなくても、それなりに学童保育に来ている子どもで親が早く帰っているおうちに連れて行ってもらって、そこでご飯をよばれたりみたいなことは普通にあったのですが、なかなかそういう関係性みたいなものが、いまはつくりにくくなっている時代だなど、すごく感じています。

「養育費と面接」に関しては、私も相談をいっぱい受けているなかで、いくつか事例もご紹介したいのですが、最近感じるのは、養育費を払っている率が非常に低いというのが出ていました。一番最後に付けた資料を見ていただいたら、これも平成18年度の母子世帯調査結果の表、厚生労働省の資料ですが、これでたしかに19パーセントになっていると思います。下の表16を見るとわかるように、「現在も受けている」というのが総数では19パーセントですね。でも2年目から4年目以降というのを見ると、やはりどんどん減っていつているわけですね。27から20パーセント、16パーセント。「過去に受けたことがある」というのは、逆に増えていつているわけです。これは何かと言うと、結局一度、最初は受けていても結局、途中で払わなくなるという人が非常に多いのですね。

私のケースをお話すると、私はいま51歳ですから、離婚してから20年になるのですけれども、娘が一人いまして、3歳のときに離婚したので、いま娘は23歳ですが、離婚してから、やはりだいたい2年ぐらいは養育費をもらっていました。一応子どもの父親からは、レポート用紙に毎月いくら払いますみたいなことを書いてもらって、はんこを押してもらった紙はあるのですけれど、実はそんな紙は何の効力もなくて、ほんとうでしたら公正証書をつくるか、それから調停離婚で、調停の場合は調停の場で作るのが法的な証書になりますから、その場合でしたら強制執行をかけたりとかいうこともできたのですが、いま私が持っているレポート用紙1枚は、はんこも押してありますけれども、実はそういうことはできないのですね。何の効力もないのですね。最初のころは毎月一応養育費をくれて、会いにも来ていたのですが、だん

だんその期間が延びて3カ月に1回ぐらいになって、半年に1回ぐらいになって、2年目ぐらいからは、もう全然払わなくなるといような状況でした。

私自身は一応その書いてもらったレポート用紙のコピーを取って、請求書といっしょに一所懸命せっせと送っていたのですが、請求書の額が300万円を超えたときに、もう何かすごくばかばかしくなって、やっていられないと思って、ほんとうにあきらめてしまったのですけれどね。そういう状況というのが、ほんとうに数が多いです。

国としては養育費を何とかしなければならぬという気持ちはあるようで、というのはたぶん、国の財源がなくなってきて児童扶養手当もどんどん出て行くばかりだし、国の側からするとですよ。離婚はこれからもどんどん増えそうだし、児童扶養手当は削れるだけ削るけど、これ以上削れなさそうだし、どこからお金を持ってくると思ったときに、おそらく養育費があったというふうには思っているだろうとは思っています。でも、そのための法律を整えたり、システムをつくったりというのは、いまのところはまだ、まったく日本の場合はできていなくて、唯一、相談センターというのができただけです。相談したからといって取れるわけではないですから、相談センターがあまり役に立つとは思えないのですが。よその国では国が肩代わりして払って、そして国がその相手親から取るというシステムを確立しているところもいくつかあります。オーストラリアとかアイルランドとかはそういうかたちだったと思います。

最近非常に感じているのは、養育費と面接というものが本来は別々のものというか、どちらも子どもの権利であって親の義務なのですが、別物でありながらツールとして使われると言うか、例えば養育費を払っているのだから会わせろとか、もう会わせたくないから養育費はいらないとかね。そういう言い方はまだまだよくされるのですね。

別れた夫に子どもを会わせたくないと言うシングルマザーも非常に多いのです。最近ではDVがとても多いですから、ほとんどDVの相談ばかりなので、DVも身体的なDVというのももちろんありますが、いろいろ行動を制限したり、言葉の暴力とか、そういう精神的なDVとかも非常に増えているなど感じるのですが。

DVの場合は、親のDVを子どもに見せるだけでも虐待と、法律の改正でなりましたので、DVがあまりひどかったり、子どもに危害が加わる可能性がある場合は会わせる必要がないと思うのですが、そうでない限りは子どもの権利ということで、できるだけ別れた親と子どもを会わせるという方向に考えていったほうがいいのではないかと、ということを行いながら私たちが非常につらい。

お母さんは、ほんとうに別れた夫のことを考えただけでも気分が悪くなるし、会うのが絶対嫌なのだという方も非常に多くて、そこがなかなか苦しいところです。それで、絶対に元夫と会わせたくないというか、会わせてもいいのだけれど自分が会いたくないという場合に、第三者機関があいだに入るといことも、今後はもっと考えていかないといけないのではないかと思います。いまいくつかNPOなどで、そういう面接システムをやっているところはあるのですが、京都にも日本家族再生センターというところがあるし、大阪のほうでは、ビー・プロジェクト(Vi-Project)というのがやっていますが、それでもまだまだやはり高いのですね、金額が。登録するのに5千円とか1万円とかいり、1回当たり5千円とかかかったりするので、シングルマザーはまず払えないということで、なかなか使いづらくなっています。

このあいだ、ビー・プロジェクトの代表の方のお話を聞きましたときに、最初は面接のときにかかる費用を、会いたい親側、別れて暮らしている別居親側からもらうというシステムにしようと思ったらしいのですけれども、なかなかそれがうまくいかなくて、結局いまは、どちらが払うのかそれぞれの当事者たちに任せているという状況だというふうに言っていました。でもやはり高く、私たちに相談に来る方にも一応ご紹介はするのですが、なかなかそれが使えるような方は少ないです。

私たちの会員のうちのお一人は、ファミリー・サポート・センターにそういう面接交渉の仲立ちみたいなものを買ってもらおうようお願いしたけれども、ファミサポではそういうことはできませんと断られて、結局使えなくて、どうしているかと言うと、共通の友人に第三者としてあいだに入ってもらって、金額はファミサポと同じ金額をその人にお払いしていますと言っていました。

もう一つ最近気になるのは、例えば面接とか養育費を、離婚するときに調停とかできっちり話し合っただけで内容を決めたにもかかわらず、お母さんのほうも、例えば子どもが塾を出したとか、何か用事が重なったとかで何度かお父さんに会わせるのをパスすると言うか欠席になってしまった。すると、別居親、父親側が非常に怒って、もう養育費は止めるぞと言って、あとはメールや電話でもすごい攻勢をかけてくるというようなケースが、ここのところ3件ほど続けてご相談を受けています。

なかなか養育費と面接という問題は、ずっと厳しい状況というか。お母さんのほうも、できれば会わせたくないというのが見え見えなので、どうなのかなというふうに思うのですが。

最後のほうに、「ひとり親家庭で育つ子どもたちの思い」と書きましたけれど、家族とか親というものがいったい何なのかみたいなことも、ここのところ、やはりずっと考えさせられている問題です。

ひとり親家庭で育つ子どもと言っても、いろんな立場というか、いろんな子どもがおりますので、一概にひとり親家庭で育つ子どもたちがこんなふうに思っていますよということとは言えないのですが、うちの会にかかわっている子どもたちを見ていますと、ひとり親家庭で育っている、母子家庭で育っていること自体に何らかの傷つきを持っているということは、まずほとんどないのです。では、どういうときに引っ掛かるのかと言うと、例えば小さいときに親が離婚したり、非婚で生まれた子どもさんなどは、気が付いたときは母親と自分たちきょうだいとの家族ということですから、それがあたりまえというふうに育ってきて、学校に行くようになって、学校のなかで例えば友だちとか、それから友だちの親とか、先生とかの何げないちょっとした言葉とかで傷ついたりするというケースがたしかにあります。例えばお友だち同士でみんなでおしゃべりをしていたときに、ちょっと何人かがこそこそと、その子に隠れてこそこそと内緒話をして、どうしたのと聞いたら、「ごめん、いまお父さんの話だったから」みたいなことを言われて非常に驚いたというようなケースだったりとか。あと、「おまえのところは母子家庭で、おまえは偉いな」と友だちに言われ続ける男の子の話とかいうのがあります。その子にとっては普通なのですけれど。そういう場面でやはり傷つきというか、何か違うように見られているのだなということを感じてしまうことはあります。それで、あまりそういうことが続くと、面倒くさいから自分はひとり親家庭だということは、もう言わないという子もたしかに出てき

ています。

私は離婚の相談も非常にたくさん受けていまして、プレシングルというか、離婚の前の方、まだ離婚が成立していないというか、離婚しようと思っているけれど、そこまで踏み込めないみたいな方からのご相談もすごく多いのですが、実はそういう方たちがほんとは一番しんどい立場かなというふうに思っています。そういう方たちには、できたら離婚後も、あまり変わらない、子どもにとっては生活が変わらないほうが何かとリスクは低いかなということはお話しします。例えば両親とも近くにいて、そこそこ大きい子どもだったら、いつでも会いたいときに別居親とも会えるという生活とか、それからうちのメンバーにもいますが、例えば月・水・金はお母さんのところで、火・木・土はお父さんのところで、みたいな生活をしていたりとか。

ただそういう場合、今度は別の問題が発生しまして、両親とも近くに住んでいたら、特に同じ町内で住所が近かったりすると、偽装離婚ということが疑われて、児童扶養手当の夏の現況届のときに調べられて。そういう場合どうするかというと、その地域の民生委員さんに「たしかに離婚しています」という証明書を書いてもらわないといけないということが発生します。その場合、地域の民生委員さんというのは、自分の子どもの同級生のおじいちゃんだったりするわけで、顔がさすから嫌だなということで証明書を取りに行けなくて、そして児童扶養手当もカットされてしまったというようなケースもなかにはあります。私たちがそのことを知れば、私たちのほうで、ある程度問題提起というか、「それはちょっと違うのではないですか」みたいなことを行政窓口などにも申しあげたら、実は市町村によっては対応してくれるところも実際はあるのですが。

私たちのグループの存在を知っている人というのも、まだまだ少ないので、毎年夏に、私たちは、夏のホットラインという相談電話を、8月の全部の日曜日、だいたい4回やっています。それは先ほど言ったみたいに児童扶養手当の現況届がちょうどその時期で、そのときに窓口で、さまざまな人権侵害が実際は起こっていますので、それに対して私たちが、知っている限りでいろいろお答えするというので、そういうホットラインもやっています。

最後に、家族とは何かということを考えていきたいということを私自身はすごく思っていて、シングルマザーというのが、まだまだあるべき家族像から外れた家族というか、お父さんがいない家族みたいに呼ばれることもあるし、それから実際にプレシングルの方たちも、子どもにとって父親がいなくなっただいじょうぶでしょうかという心配をお持ちの方も非常に多いのです。

私自身は、家族というのはいろいろなカタチがあっていいし、そのほうが面白いし、シングルマザーというのは一つの生き方だろうというふうに思っていますので、お父さんと子どもの家族もおれば、お母さんと子どもの家族もおるし、おじいちゃんと子どもとか、おじいちゃんとおばあちゃんの家族もおるしという、いろいろな家族のなかの一つでしかない。だけれど、その生き方というのが、いつでも自由に選べるという社会が本来は望ましい、というより、ほんとはあたりまえかなと。ですからいったん結婚したけれど結婚を解消してというのも、いつでも変えられるというか、選択ができるという社会になればいいなと思っています。

もう一つは、養育費と面接をここのところずっと考えていて、親の義務というふうに言いましたし、それから、子どもがやはり会いたいときは、いつでも別れた親とも会えるようにして

あげたほうがいいということも、私はずっと言い続けているのですが、実は心のどこかで、「でも何で親なのかな」という気持ちが少しあって、親でないおとなとの関係性というものの大切さというの、うちの会でかかわる子どもたちを見ていたら非常に感じることです。

特に、私の娘などもそうなのですが、親には言えないことでも別のおとなに相談できるとか、そういう人がそばにいるとか。それから親はどうしようもないやつだけれど、そうではなくその子のことをすごく一所懸命考えている、大切に思っているというおとながほかにいるということがあれば、子どもたちはちゃんと、ちゃんとと言うのも変ですが、元気に明るく育っていくのではないかという思いがどうしてもあります。

虐待を考える場合も、どうしても親でないといけないということは絶対ないのだから、親でないおとなのかかわりということをもう少し考えていきたいなど。逆に言えば私たちも、自分の子どもとは違う子どものかかわり、子どものいない人でもみんなですが、そういうことをもうちょっと考えていってもいいのではないかなというのを提起してみたいと思います。